

令和3年第10回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年9月24日(金) 午前10時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 田 村 國 彦
御 所 吉 田 光 彦
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
西 山 朝 賀 重 雄
御明神 南 野 久 晃
御明神 夷 森 和 人

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 雫 石 徳田 雅博
御 所 米澤 晃
西 山 高橋 浩之、柿木 一明
御明神 伊藤 庄一、木村 久雄、砂壁 純也

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 四ツ家 広 衣

開会時刻 午前10時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員11名、計22名です。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第10回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

只今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては7番、堂屋剛委員、9番、山崎忍委員、田村國彦推進委員、川口英敏推進委員、松本光正推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1と2を松本光正推進委員、番号3と4を川口英敏推進委員にお願いします。

松本 推進委員

農地転用完了の番号1、2について調査報告をいたします。番号1と2については内容が共通しますので併せて調査報告をいたします。場所は諸般の報告の5ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約300m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、いずれも計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

川口 推進委員

農地転用完了の番号3、4について調査報告をいたします。始めに場所になりますが、番号3については諸般の報告5ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約1kmの場所です。また、番号4については同じく諸般の報告の6ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約1.3km向かった場所に位置します。それぞれの現地を確認したところ当初の計画のとおり工事が完了していることを確認しました。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め会議録署名人には2番、山本長栄委員、3番、松ノ木睦男委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積1,727㎡について、〇〇と農業者年金継続受給のため、使用貸借の更新をしようとするものがあります。以上説明いたしました案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を7番、堂屋剛委員、番号1を田村國彦推進委員にお願いします。

7番 堂屋委員

現地調査全般についてご報告いたします。9月16日、第4班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農

計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

田村 推進委員

場所は総会資料の11ページにあります『3条:〇〇・〇〇』となっている所で、国道46号線沿いにある〇〇から北東へ約150mの場所になります。詳細な位置などは、別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は農業者年金に係る使用貸借の再設定でございますが、適正に利用されておりましたので再設定後も問題なく利用されるものと思われま。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。この議案については、〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が自己所有地、田1筆、面積707㎡を、農業用施設用地として〇〇整備のため転用しようとするものであります。本件は、農振法に規定する農用地区域内の農地であります。同法の農用地利

用計画において農業用施設用地に指定されており、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告を7番、堂屋剛委員にお願いします。

7番 堂屋委員

場所は総会資料の11ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約250mの場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の3～9ページをご覧ください。本件は〇〇さんが自己所有地に〇〇の整備を行う計画ですが、現地は配置図のとおり既設の〇〇があり、〇〇が栽培されておりました。その2棟はそのまま〇〇として利用し、新たに〇〇を整備し〇〇として利用する計画であり、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

工期を約1年としている理由は分かりますか。

事務局

確認していませんので、確認後に報告します。

8番 木村委員

既存の〇〇を自分で撤去してから一人で組み立てるのであればそれぐらいかかると思うのですが、そうでなければ何か理由があるのでしょうか。

事務局

別冊資料9ページ写真の、何も建っていない所に新たに建てる予定です。業者に頼んで建てる計画で見積も取っていましたので、期間は余裕を見てだと思えます。

議 長

ほかにございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田1筆、面積1,061㎡について、〇〇及び〇〇整備のため、〇〇事業を営む子の〇〇と使用貸借しようとするものであります。

番号2、同じく〇〇が所有する田1筆、面積1,341㎡について、農業用施設として〇〇及び〇〇整備のため子の〇〇と使用貸借しようとするものであります。

番号2の案件につきましては、追認案件となります。その内容については今回、事業計画者の〇〇が番号1の〇〇の転用申請にあたり事務局に手続きの相談に来所された際、〇〇予定地から当該地に向け一体的に〇〇等が数棟設置されているため利用状況を確認したところ、当該地部分については〇〇の生産の用に供するものではなく、農業用施設となる〇〇及び〇〇として利用しているとのことであります。経緯を伺ったところ、計画者は所有者である父から全ての農地の管理を任せられ農業を行っており、その経営手法については、兼業の〇〇事業において、〇〇の収穫や箱詰め作業を〇〇を使用しており、事業拡大に伴う利用者の増加と、取り扱う農機具の増加により、作業スペースと農機具の保管スペースが不足したため、農地を農業用施設として使用する場合でも農地の手続きが必要なことを知らず父の了解を得て10年ほど前に整備し現在に至るとのことです。しかしながら、法令違反のため嚴重注意したところ「農業用施設であっても2アール以上を敷地として利用する際は農地転用申請が必要でありましたが、無知ゆえにこれを怠っていたことを深く反省し、今後は農地法等を遵守することを誓約いたします」と8月30日付けで始末書が提出されております。なお、今回の番号1と番号2の申請にあたり、申請目的と権利区分が異なることから1筆の土地を2筆に分筆しておりますが、分筆前の地番は農振農用地区域であったことから農林課において農振除外をし、その後に分筆し今回申請に至ったところであります。

番号1及び番号2の農地区分につきましては500メートル以内に駅・役場等の公共公益的施設があることから第2種農地に該当し、番号1は集落に接続して設置される〇〇であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。番号2は追認となりますが、本人も深く反省しており転用目的が農業用施設への転用であることから、農地転用許可基準を満たしており、事前に申請していれば許可相当であることから転用もやむを得ないものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告を9番、山崎忍委員にお願いします。

9番 山崎委員

番号1と2については譲受人等が同一ではありますが、事業計画が違ふことから申請を分けておりますので、それぞれご説明いたします。場所については同一箇所になります。総会資料の11ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約400m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の10～18ページをご覧ください。始めに番号1ですが、現地の状況は保全管理されている状態でした。こちらは、〇〇の新築、〇〇を整備する計画とのことで、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。次に番号2については、ご自身が行っている〇〇事業に関連して、〇〇や〇〇を整備する計画で申請があり、現地を確認して参りました。現地については、先ほど事務局から説明がありましたとおり既に施設を整備し利用されておりました。事前に申請していれば要件を満たしている案件であります。農業用施設であれば転用の手続きが必要だと分からず現在に至ってしまったとのことです。始末書も提出され本人も深く反省しておりましたので、現地確認班ではやむを得ないものとして参りましたが、委員皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

2点確認します。〇〇というのはどういう意味ですか。手続きを知らないで整備したとの事ですが、整備したのはいつですか。

事務局

1点目の〇〇は、農地転用目的の分類で、農業をされている人が建てる〇〇、農業をしていない人は〇〇という区分になっています。2点目の整備は10年程前と伺っています。

議 長 ほかにございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「挙手多数」

議 長 挙手多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

 日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

 本案件は、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として利用権を保有する(公社)岩手県農業公社が担い手へ利用権の設定を行うものでありますので、所有者の氏名を省略し利用権の設定を受けるものについて説明いたします。

 番号1、畑2筆、面積計2,701㎡について〇〇に

番号2、田1筆、面積3,196㎡について〇〇に、(公社)岩手県農業公社が利用権を設定しようとするものであります。本案件については、平成30年9月に農地中間管理機構が所有者から農地を借受けて、同年12月から〇〇と〇〇にそれぞれ利用権を設定していたものですが、事情によりそれぞれ利用権を移転するものでございます。本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午前10時30分

以上が令和3年9月24日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 9 月 24 日 開催

議長 会長

議事録署名人 2 番

3 番
